

大阪市条例第73号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公務災害補償との関係） 第11条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。	（公務災害補償との関係） 第11条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、<u>期末手当</u>を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。